

利用上の注意

1 用語の解説

人 口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については、「平成 17 年国勢調査の概要」内の「調査の対象」を参照されたい。

面 積

本報告書等に掲載し、また人口密度の算出に用いた全国・都道府県・郡支庁・市区町村別面積は、国土交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）が公表した「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがある。これらについては、国勢調査結果の利用者の便宜を図るため、総務省統計局において面積を推定し、その旨を注記した。したがって、これらの市区町村別面積は、国土地理院が公表する面積とは一致しないことがあるので、利用の際には注意されたい。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものである。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

年 齢

年齢は、平成 17 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

なお、平成 17 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳とした。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

- 未 婚 - まだ結婚をしたことのない人
- 有配偶 - 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
- 死 別 - 妻又は夫と死別して独身の人
- 離 別 - 妻又は夫と離別して独身の人

国 籍

国籍を、「日本」のほか「韓国，朝鮮」「中国」「フィリピン」「タイ」「インドネシア」「ベトナム」「イギリス」「アメリカ」「ブラジル」「ペルー」「その他」の 11 区分とした。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 - 日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 - 調査票の国名欄に記入された国

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒 - 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 - 病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 - 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 - 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 - 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他 - 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など

昭和55年以前の国勢調査での世帯の定義、世帯の種類は、昭和60年以降と以下のように異なっている。

【昭和55年】

昭和55年調査では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分し、次のとおり定義している。

普通世帯 - 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なくすべて雇主の世帯に含めている。

準世帯 - 普通世帯を構成する人以外の人又はその集まり

なお、準世帯については次のように区分しており、世帯の単位は、原則として下記の(1)及び(2)は単身者一人一人、(3)及び(5)は棟ごと、(4)は施

設ごと、(6)及び(7)は調査単位ごと、(8)は一人一人としている。

- (1) 間借り・下宿などの単身者
- (2) 会社などの独身寮の単身者
- (3) 寮・寄宿舎の学生・生徒
- (4) 病院・療養所の入院者
- (5) 社会施設の入所者
- (6) 自衛隊営舎内居住者
- (7) 矯正施設の入所者
- (8) その他

なお、昭和 60 年国勢調査以降における一般世帯、施設等の世帯の区分と、昭和 55 年国勢調査での普通世帯、準世帯との対応は次の表のとおりである。

一般世帯と施設等の世帯、普通世帯と準世帯の世帯の区分の対応

	一 般 世 帯	施 設 等 の 世 帯
普 通 世 帯	住居と生計を共にしている人の集まり 一戸を構えて住んでいる単身者	
準 世 帯	間借り・下宿などの単身者 会社などの独身寮の単身者	寮・寄宿舎の学生・生徒 病院・療養所の入院者 社会施設の入所者 自衛隊営舎内居住者 矯正施設の入所者 その他

【昭和 35 年～昭和 50 年】

昭和 55 年の世帯の定義と異なるのは次の点である。

- (1) 単身の住み込みの営業使用人は、5 人以下の場合は雇主の世帯に含め、これを普通世帯とし、6 人以上の場合は、営業使用人だけをまとめて一つの準世帯としている。
- (2) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎・独身寮などに、起居を共にしている単身の職員を、その寄宿舎・独身寮の棟ごとにまとめて一つの準世帯としている。

ただし、各戸が住宅の要件を備えている場合で、管理人以外に家族から成る普通世帯と単身者（一戸の居住者数は無関係）が同じ棟に居住しているような寮の単身者は、昭和 55 年の調査と同様に一人一人を一つの普通世帯としている。

なお、一戸に単身者二人以上が居住している場合は、一人を「給与住宅」に住む普通世帯、他を一人ずつ「住宅に間借り」の準世帯としている。

世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

なお、国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届け出等に関係なく、各世帯の判断による。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

A 親族世帯 - 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれている。

B 非親族人員 - 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

C 単独世帯 - 世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

核家族世帯

(1) 夫婦のみの世帯

(2) 夫婦と子供から成る世帯

(3) 男親と子供から成る世帯

(4) 女親と子供から成る世帯

その他の親族世帯

(5) 夫婦と両親から成る世帯

夫婦と夫の親から成る世帯

夫婦と妻の親から成る世帯

(6) 夫婦とひとり親から成る世帯

夫婦と夫の親から成る世帯

夫婦と妻の親から成る世帯

(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯

夫婦、子供と夫の親から成る世帯

夫婦、子供と妻の親から成る世帯

(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯

夫婦、子供と夫の親から成る世帯

夫婦、子供と妻の親から成る世帯

(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯

(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯

(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯

夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯

夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯

(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯

夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯

夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯

(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯

(14) 他に分類されない親族世帯

なお、昭和 45 年及び 50 年では「兄弟姉妹のみから成る世帯」は「他に分類されない親族世帯に含まれている。

3 世代世帯

3 世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3 つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の 3 世代世帯は含まれない。

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

なお、昭和 55 年及び 60 年調査での母子世帯及び父子世帯の女親又は男親には未婚を含めていない。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65 歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

なお、昭和 55 年及び 60 年では、60 歳以上の人一人のみの世帯及び 60 歳以上の人一人と未婚の 18 歳未満の人のみから成る世帯を高齢単身世帯としている。

高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

なお、昭和 55 年及び 60 年では、いずれかが 60 歳以上の夫婦 1 組のみの世帯及びいずれかが 60 歳以上の夫婦 1 組と未婚の 18 歳未満の人のみから成る世帯（ただし、未婚の 18 歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが 60 歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）をいい、平成 2 年では、いずれかが 65 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

住 宅 - 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物

(完全に区画された建物の一部を含む。)

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外 - 寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯 - 「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

持ち家 - 居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家 - その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

公団・公社の借家 - その世帯の借りている住宅が都市基盤整備公団又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれる。

民営の借家 - その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅 - 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り - 他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

延べ面積

延べ面積とは、各居住室(居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室)の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。

なお、坪単位で記入されたものについては1坪を3.3㎡に換算した。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2階建」、「3~5階建」、「6~10階建」、「11~

14 階建」「15 階建以上」に 5 区分しています。また、平成 17 年から世帯が住んでいる階についても、建物の階数と同様に 5 区分しています。

一 戸 建 - 1 建物が 1 住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含まれる。

長 屋 建 - 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

共 同 住 宅 - 一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、階下が商店で、2 階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれる。

そ の 他 - 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舎・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合

人口集中地区

昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から新たに人口集中地区を設定した。

平成 17 年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の 3 点を条件として設定した。

- (1) 平成 17 年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1km²当たり 4,000 人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が平成 17 年国勢調査時に 5,000 人以上を有すること。

2 利用上の注意

- (1) 本調査の概要は、平成 17 年 10 月 1 日現在で行われた第 18 回国勢調査について総務省統計局より提供を受けた小地域集計結果により本市で集計した数値と、総務省統計局から公表された第 1 次基本集計結果のうち鶴岡市に関する主要な数値等を要約し、若干の説明をまとめたものです。
- (2) 国勢調査の結果については、さきに本市で独自に集計した人口、世帯数などを概数として公表しましたが、今回の数値は総務省において調査票を集計した結果と、その際に使用した調査事項のデータを本市で集計した結果で確定数となります。
- (3) 単位未満の数字を四捨五入したため、内訳合計と総数が一致しない場合があります。また、分類不能なども総数に含まれるため各項目の合計と総数が一致しない場合があります。
- (4) 主な指数の算出方法は次のとおりです。

増 加 率 = $(X_1 / X_0 - 1) \times (X_0 \text{の符号}) \times 100$

X_1 当該年度の計数 X_0 前年度の計数

性 比 = 男子の数 / 女子の数 $\times 100$

年少人口指数 = 年少人口 / 生産年齢人口 $\times 100$

老年人口指数 = 老年人口 / 生産年齢人口 $\times 100$

従属人口指数 = (年少人口 + 老年人口) / 生産年齢人口 $\times 100$

老年化指数 = 老年人口 / 年少人口 $\times 100$

注) 年齢3区分別人口

年少人口 : 0 ~ 14歳人口

生産年齢人口 : 15 ~ 64歳人口

老年人口 : 65歳以上人口

(5) 使用記号は次のとおりです。

「 - 」 : 皆無または該当のないもの

「 ... 」 : 不詳

「 」 : 負数

「 X 」 : 秘匿

「 」 : 近隣の「 X 」の数値を含めたもの

「 0.0 」 : 単位未満

(6) 今回、総務省から公表された国勢調査の結果で本書に収録されていないもの及び
本書についての照会等は下記までお願いします。

鶴岡市企画部企画調整課

(〒997 - 8601 鶴岡市馬場町 9 - 25 TEL : (0235) 25 - 2111)